

(コピーをして使って下さい。)

就業規則 (変更) 届

		労働保険番号	
		38 1 02 013038-000	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
介護事業	社会福祉法人 くりのみ会	四国中央市土居町津根 3008-1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和5年10月23日	
意見書	下記のとおり	労働者数	73人
令和5年10月25日			
使用者 社会福祉法人 くりのみ会 理事長 栗 光弘			
新居浜労働基準監督署長 殿			



意見書

別紙の職員就業規則変更に関する意見は下記のとおりである。

記

変更に同意します。



令和5年10月23日

労働者代表

職名 介護職

氏名 渡邊 美保



社会福祉法人 くりのみ会

理事長 栗 光弘 殿

※は記入不要

職員就業規則 新旧対照表

変更前規則				変更後規則		
<p>第5章 休 暇</p> <p>第23条 【有給休暇】</p> <p>年次毎に所定労働日数の8割以上を出勤した従業員はそれぞれの基準日(入社時の応当日)における勤続年数に応じた年次有給休暇を取得できます。具体的には、次の表の通り年次有給休暇を取得できます。なお、この日数は夏期休暇も含まれます。</p>				<p>第5章 休 暇</p> <p>第23条 【有給休暇】</p> <p>年次毎に所定労働日数の8割以上を出勤した従業員はそれぞれの基準日(入社時の応当日)における勤続年数に応じた年次有給休暇を取得できます。具体的には、次の表の通り年次有給休暇を取得できます。なお、この日数は夏期休暇も含まれます。</p>		
勤続年数	入社時	6カ月	1.5年	勤続年数	6カ月	1.5年
休暇日数	5日	5日	11日	休暇日数	10日	11日

